

○育児又は介護を行う鳥羽志勢広域連合職員の早出遅出勤務並びに時間外勤務の制限に関する規則

〔平成28年12月15日〕
規則第12号

育児又は介護を行う鳥羽志勢広域連合職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限については、育児又は介護を行う志摩市職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限に関する規則（平成16年志摩市規則第41号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。